

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

告 示

- 告示第14号 放置自動車等の廃物認定……（公園緑地課）…2
- 告示第15号 市道路線の供用の廃止……（建設総務課）…2

教 育 委 員 会

- 規則第1号 宇治市立小・中学校体育施設の開放に関する規則及び宇治市立学校施設使用に関する規則の一部を改正する規則…2

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第6号 ポスター掲示場の設置場所………2
- 告示第7号 直接請求に必要な選挙人の数………11
- 告示第8号 宇治市各投票区の投票場所………12
- 告示第9号 投票所を閉じる時刻の一部繰上げ………13
- 告示第10号 期日前投票の場所………13
- 告示第11号 期日前投票所を設ける期間………13
- 告示第12号 期日前投票所を開く時刻の繰下げ………13
- 告示第13号 在外選挙人の国内における投票に係る期日前投票の場所………13
- 告示第14号 宇治市開票区の開票の場所及び日時………13
- 告示第15号 最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等の掲示場所………13
- 告示第16号 開票管理者及び同職務代理者の選任………14
- 告示第17号 開票立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時………15
- 告示第18号 氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時………15
- 告示第19号 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任………15
- 告示第20号 選挙公報及び審査公報の配布方法等………16
- 告示第21号 投票管理者及び同職務代理者の選任………16

公 営 企 業

- 公告第2号 京都府木津川流域関連宇治市公共下水道の事業計画変更案の縦覧………17

告 示

宇治市告示第14号

放置自動車等の廃物認定について

次の放置自動車等について、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第14条第2項の規定により廃物の認定をしたので、同条第3項の規定により告示します。

令和8年2月13日

宇治市長 松村 淳子

車種	塗色	自動車登録番号等 (車台番号)	放置場所
スズキ 車種不明	黒色	滅失	宇治市五ヶ庄大林50番地 (二子塚古墳公園)

宇治市告示第15号

市道路線の供用の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和8年2月13日から14日間

令和8年2月13日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用廃止の区間	供用廃止年月日	備考
五ヶ庄16 号線	五ヶ庄西田12番地の2 五ヶ庄西田12番地の3	令和8年2月13 日	

教 育 委 員 会

宇治市立小・中学校体育施設の開放に関する規則及び宇治市立学校施設使用に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年1月30日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

宇治市教育委員会規則第1号

宇治市立小・中学校体育施設の開放に関する規則及び宇治市立学校施設使用に関する規則の一部を改正する規則

（宇治市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部改正）

第1条 宇治市立小・中学校体育施設の開放に関する規則（昭和51年宇治市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項後段中「のち使用許可」を「後、使用許可」に改め、同条第2項中「、利用希望日」を「、利用しようとする日（以下「利用希望日」という。）の1年前の日」に、「前月の10日から末日」を「初日から利用希望日の前日」に改める。

（宇治市立学校施設使用に関する規則の一部改正）

第2条 宇治市立学校施設使用に関する規則（昭和52年宇治市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（使用許可の申請）

第3条 学校施設の使用の許可を受けようとする者は、使用日（使用しようとする日が引き続き2日以上あるときは、その初日。以下同じ。）の1年前の日の属する月の初日から使用日の前日までに、学校施設使用許可申請書（別記様式第1号又は別記様式第1号の2。以下「申請書」という。）により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

（揭示済）

選 挙 管 理 委 員 会

宇治市選挙管理委員会告示第6号

ポスター掲示場の設置場所について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定めます。

令和8年1月26日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
1	1-1		
1	1-2		
1	1-3		
1	1-4		
1	1-5		
2	2-1		
2	2-2		
2	2-3		
2	2-4		
2	2-5		
2	2-6		
2	2-7		
2	2-8		
2	2-9		
3	3-1		
3	3-2		
3	3-3		
3	3-4		
3	3-5		
3	3-6		
3	3-7		
4	4-1		
4	4-2		
4	4-3		
4	4-4		
4	4-5		
4	4-6		
4	4-7		
4	4-8		
5	5-1		
5	5-2		
5	5-3		
5	5-4		
5	5-5		
5	5-6		
5	5-7		
5	5-8		
5	5-9		
6	6-1		
6	6-2		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
6	6-3		
7	7-1		
7	7-2		
7	7-3		
7	7-4		
7	7-5		
7	7-6		
8	8-1		
8	8-2		
8	8-3		
8	8-4		
8	8-5		
8	8-6		
9	9-1		
9	9-2		
9	9-3		
9	9-4		
9	9-5		
9	9-6		
9	9-7		
9	9-8		
9	9-9		
9	9-10		
10	10-1		
10	10-2		
10	10-3		
10	10-4		
10	10-5		
10	10-6		
10	10-7		
10	10-8		
10	10-9		
10	10-10		
11	11-1		
11	11-2		
11	11-3		
11	11-4		
11	11-5		
11	11-6		
11	11-7		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
12	12-1		
12	12-2		
12	12-3		
12	12-4		
12	12-5		
12	12-6		
12	12-7		
13	13-1		
13	13-2		
13	13-3		
13	13-4		
13	13-5		
13	13-6		
13	13-7		
14	14-1		
14	14-2		
14	14-3		
14	14-4		
14	14-5		
14	14-6		
14	14-7		
15	15-1		
15	15-2		
15	15-3		
15	15-4		
15	15-5		
15	15-6		
16	16-1		
16	16-2		
16	16-3		
16	16-4		
17	17-1		
17	17-2		
17	17-3		
17	17-4		
18	18-1		
18	18-2		
18	18-3		
18	18-4		
19	19-1		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
19	19-2		
19	19-3		
19	19-4		
19	19-5		
19	19-6		
19	19-7		
19	19-8		
19	19-9		
20	20-1		
20	20-2		
20	20-3		
20	20-4		
20	20-5		
20	20-6		
21	21-1		
21	21-2		
21	21-3		
21	21-4		
21	21-5		
22	22-1		
22	22-2		
22	22-3		
22	22-4		
22	22-5		
23	23-1		
23	23-2		
23	23-3		
23	23-4		
23	23-5		
23	23-6		
23	23-7		
23	23-8		
23	23-9		
24	24-1		
24	24-2		
24	24-3		
24	24-4		
24	24-5		
25	25-1		
25	25-2		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
25	25-3		
26	26-1		
26	26-2		
26	26-3		
26	26-4		
26	26-5		
26	26-6		
26	26-7		
26	26-8		
26	26-9		
27	27-1		
27	27-2		
27	27-3		
27	27-4		
27	27-5		
27	27-6		
28	28-1		
28	28-2		
28	28-3		
28	28-4		
28	28-5		
29	29-1		
29	29-2		
29	29-3		
29	29-4		
29	29-5		
29	29-6		
29	29-7		
29	29-8		
30	30-1		
30	30-2		
30	30-3		
30	30-4		
30	30-5		
31	31-1		
31	31-2		
31	31-3		
31	31-4		
31	31-5		
31	31-6		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
31	31-7		
31	31-8		
31	31-9		
31	31-10		
31	31-11		
32	32-1		
32	32-2		
32	32-3		
32	32-4		
32	32-5		
32	32-6		
33	33-1		
33	33-2		
33	33-3		
33	33-4		
33	33-5		
33	33-6		
33	33-7		
33	33-8		
33	33-9		
33	33-10		
33	33-11		
34	34-1		
34	34-2		
34	34-3		
34	34-4		
34	34-5		
34	34-6		
34	34-7		
34	34-8		
34	34-9		
34	34-10		
34	34-11		
35	35-1		
35	35-2		
35	35-3		
35	35-4		
35	35-5		
35	35-6		
36	36-1		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
36	36-2		
36	36-3		
36	36-4		
36	36-5		
36	36-6		
36	36-7		
37	37-1		
37	37-2		
37	37-3		
37	37-4		
37	37-5		
37	37-6		
37	37-7		
37	37-8		
37	37-9		
38	38-1		
38	38-2		
38	38-3		
38	38-4		
38	38-5		
38	38-6		
38	38-7		
39	39-1		
39	39-2		
39	39-3		
39	39-4		
40	40-1		
40	40-2		
40	40-3		
40	40-4		
41	41-1		
41	41-2		
41	41-3		
41	41-4		
41	41-5		
41	41-6		
41	41-7		
41	41-8		
41	41-9		
42	42-1		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
42	42-2		
42	42-3		
42	42-4		
42	42-5		
42	42-6		
43	43-1		
43	43-2		
43	43-3		
43	43-4		
43	43-5		
43	43-6		
43	43-7		
44	44-1		
44	44-2		
44	44-3		
44	44-4		
44	44-5		
44	44-6		
44	44-7		
44	44-8		
44	44-9		
44	44-10		
44	44-11		
45	45-1		
45	45-2		
45	45-3		
45	45-4		
45	45-5		
45	45-6		
45	45-7		
45	45-8		
45	45-9		
45	45-10		
45	45-11		
46	46-1		
46	46-2		
46	46-3		
46	46-4		
46	46-5		
46	46-6		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
46	46-7		
46	46-8		
46	46-9		
46	46-10		
46	46-11		
46	46-12		
47	47-1		
47	47-2		
47	47-3		
47	47-4		
47	47-5		
47	47-6		
48	48-1		
48	48-2		
48	48-3		
48	48-4		
48	48-5		
48	48-6		
48	48-7		
48	48-8		
48	48-9		
48	48-10		
48	48-11		
49	49-1		
49	49-2		
49	49-3		
49	49-4		
49	49-5		
49	49-6		
49	49-7		
49	49-8		

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第7号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和7年7月2日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和8年1月26日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,009人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

50,145人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,073人
(揭示済)

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における宇治市各投票区の投票場所を次のとおり指定します。

令和8年1月27日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

宇治市選挙管理委員会告示第8号

宇治市各投票区の投票場所について

投票区	投票所の施設名称	所在地
25	宇治市立東宇治中学校 第二体育館	宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1
26	宇治市三室戸北集会所	宇治市菟道出口40番地の71
27	宇治市立木幡小学校 体育館	宇治市木幡赤塚4番地
28	宇治市立西大久保小学校 体育館	宇治市大久保町旦棕25番地
29	宇治市立南都小学校 体育館	宇治市五ヶ庄戸ノ内15番地の1
30	宇治市立岡屋小学校 体育館	宇治市五ヶ庄寺界道37番地の3
31	東宇治地域福祉センター 2階研修室	宇治市五ヶ庄折坂5番地の149
32	宇治市立南小倉小学校 体育館	宇治市小倉町南浦40番地の1
33	宇治市立西小倉小学校 体育館	宇治市伊勢田町遊田69番地
34	宇治市立御蔵山小学校 体育館	宇治市木幡御蔵山39番地の4
35	宇治市立神明小学校 体育館	宇治市神明石塚32番地
36	宇治市緑ヶ原集会所	宇治市広野町新成田27番地
37	宇治市立北小倉小学校 体育館	宇治市小倉町堀池72番地
38	宇治市立横島小学校 体育館	宇治市横島町吹前35番地
39	宇治市立西宇治中学校 柔剣道場	宇治市伊勢田町南山21番地の1
40	宇治市西小倉集会所	宇治市小倉町南堀池52番地の3
41	宇治市立平盛小学校 体育館	宇治市大久保町平盛91番地の3
42	宇治市立大開小学校 体育館	宇治市広野町大開35番地
43	宇治市明星集会所	宇治市明星町一丁目9番地の87
44	宇治市木幡公民館 会議室	宇治市木幡内畑34番地の7
45	宇治市立北横島小学校 体育館	宇治市横島町本屋敷40番地の2
46	宇治市立菟道第二小学校 体育館	宇治市宇治琵琶63番地の3
47	宇治市南陵南集会所	宇治市南陵町三丁目1番地の74
48	京都府立東宇治高校 格技場	宇治市木幡平尾43番地の2
49	宇治市中畑集会所	宇治市小倉町中畑49番地の3

(揭示済)

投票区	投票所の施設名称	所在地
1	宇治市川東集会所	宇治市宇治東内21番地の乙
2	宇治市立宇治中学校 柔剣道場	宇治市宇治矢落64番地の1
3	宇治市菟道ふれあいセンター 多目的活動室	宇治市宇治妙楽128番地の1
4	宇治市職員会館	宇治市宇治下居13番地の1
5	宇治市城南荘集会所	宇治市神明宮東88番地
6	宇治市白川集会所	宇治市白川宮ノ前3番地の5
7	宇治市横島集会所	宇治市横島町北内24番地の2
8	宇治市横島コミュニティセンター 大会議室	宇治市横島町大川原27番地の5
9	宇治市小倉公民館 会議室	宇治市小倉町寺内91番地
10	宇治市立伊勢田小学校 体育館	宇治市伊勢田町井尻3番地
11	宇治市開地域福祉センター 集会所	宇治市開町44番地の13
12	宇治市広野公民館 会議室	宇治市広野町寺山17番地の403
13	宇治市立木幡保育所 遊戯室	宇治市木幡東中10番地の2
14	宇治市立宇治黄檗学園 音楽室	宇治市五ヶ庄三番割27番地
15	宇治市菟道集会所	宇治市菟道河原7番地の1
16	宇治市志津川集会所	宇治市志津川南組16番地の3
17	宇治市笠取集会所	宇治市東笠取稲出23番地の4
18	宇治市笠取南都集会所	宇治市炭山直谷31番地の12
19	旦棕公会堂	宇治市大久保町北ノ山107番地
20	宇治市立小倉小学校 体育館	宇治市小倉町西畑1番地の4
21	宇治市六地藏公会堂	宇治市六地藏奈良町35番地の10
22	ゆめりあり宇治 4階会議室	宇治市宇治里尻5番地の9
23	宇治市立大久保小学校 体育館	宇治市広野町中島1番地の1
24	宇治市西小倉コミュニティセンター 集会所	宇治市小倉町南堀池107番地の1

宇治市選挙管理委員会告示第9号

投票所を閉じる時刻の一部繰上げについて

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、次の投票所を閉じる時刻を1時間繰上げ、午後7時とします。

令和8年1月27日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

- 第17区投票所 (宇治市笠取集会所)
- 第18区投票所 (宇治市笠取南部集会所)

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第10号

期日前投票の場所について

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票の場所を次のとおり定めます。

令和8年1月27日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

- 京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市役所
- 京都府宇治市菟道平町28番地の1 アル・プラザ宇治東
- 京都府宇治市大久保町西ノ端1番地の25 宇治市産業振興センター

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第11号

期日前投票所を設ける期間について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、次の期日前投票所を設ける期間を次のとおり定めるものとする。

令和8年1月27日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

- 施設の名称
- ①アル・プラザ宇治東
 - ②宇治市産業振興センター
- 設ける期間
- ①令和8年2月2日から2月4日まで
令和8年2月6日及び2月7日
 - ②令和8年2月5日から2月7日まで

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第12号

期日前投票所を開く時刻の繰下げについて

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、次の期日前投票所を開く時刻を1時間30分繰下げ、午前10時とする。

令和8年1月27日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

- ①アル・プラザ宇治東
- ②宇治市産業振興センター

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第13号

在外選挙人の国内における投票に係る期日前投票の場所について

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり指定します。

令和8年1月27日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市役所

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第14号

宇治市開票区の開票の場所及び日時について

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時を次のとおり定めます。

令和8年1月27日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

場所 京都府宇治市伊勢田町南山21番地の1
宇治市立西宇治中学校

日時 令和8年2月8日 午後9時10分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第15号

最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等の掲示場所について

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を、次のとおり定めます。

令和8年1月27日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

(揭示済)

投票区 設置番号	投票所の施設名称	所在地
25	宇治市立東宇治中学校 第二体育館	宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1
26	宇治市三室戸北集会所	宇治市菟道出口40番地の71
27	宇治市立木幡小学校 体育館	宇治市木幡赤塚4番地
28	宇治市立西大久保小学校 体育館	宇治市大久保町旦棕25番地
29	宇治市立南部小学校 体育館	宇治市五ヶ庄戸ノ内15番地の1
30	宇治市立岡屋小学校 体育館	宇治市五ヶ庄寺界道37番地の3
31	東宇治地域福祉センター 2階研修室	宇治市五ヶ庄折坂5番地の149
32	宇治市立南小倉小学校 体育館	宇治市小倉町南浦40番地の1
33	宇治市立西小倉小学校 体育館	宇治市伊勢田町遊田69番地
34	宇治市立御蔵山小学校 体育館	宇治市木幡御蔵山39番地の4
35	宇治市立神明小学校 体育館	宇治市神明石塚32番地
36	宇治市緑ヶ原集会所	宇治市広野町新成田27番地
37	宇治市立北小倉小学校 体育館	宇治市小倉町堀池72番地
38	宇治市立横島小学校 体育館	宇治市横島町吹前35番地
39	宇治市立西宇治中学校 柔剣道場	宇治市伊勢田町南山21番地の1
40	宇治市西小倉集会所	宇治市小倉町南堀池52番地の3
41	宇治市立平盛小学校 体育館	宇治市大久保町平盛91番地の3
42	宇治市立大開小学校 体育館	宇治市広野町大開35番地
43	宇治市明星集会所	宇治市明星町一丁目9番地の87
44	宇治市木幡公民館 会議室	宇治市木幡内畑34番地の7
45	宇治市立北横島小学校 体育館	宇治市横島町本屋敷40番地の2
46	宇治市立菟道第二小学校 体育館	宇治市宇治琵琶63番地の3
47	宇治市南陵南集会所	宇治市南陵町三丁目1番地の74
48	京都府立東宇治高校 格技場	宇治市木幡平尾43番地の2
49	宇治市中畑集会所	宇治市小倉町中畑49番地の3

投票区 設置番号	投票所の施設名称	所在地
1	宇治市川東集会所	宇治市宇治東内21番地の乙
2	宇治市立宇治中学校 柔剣道場	宇治市宇治矢落64番地の1
3	宇治市菟道ふれあいセンター 多目的活動室	宇治市宇治妙楽128番地の1
4	宇治市職員会館	宇治市宇治下居13番地の1
5	宇治市城南荘集会所	宇治市神明宮東88番地
6	宇治市白川集会所	宇治市白川宮ノ前3番地の5
7	宇治市横島集会所	宇治市横島町北内24番地の2
8	宇治市横島コミュニティセンター 大会議室	宇治市横島町大川原27番地の5
9	宇治市小倉公民館 会議室	宇治市小倉町寺内91番地
10	宇治市立伊勢田小学校 体育館	宇治市伊勢田町井尻3番地
11	宇治市開地域福祉センター 集会室	宇治市開町44番地の13
12	宇治市広野公民館 会議室	宇治市広野町寺山17番地の403
13	宇治市立木幡保育所 遊戯室	宇治市木幡東中10番地の2
14	宇治市立宇治黄檗学園 音楽室	宇治市五ヶ庄三番割27番地
15	宇治市菟道集会所	宇治市菟道河原7番地の1
16	宇治市志津川集会所	宇治市志津川南組16番地の3
17	宇治市笠取集会所	宇治市東笠取稲出23番地の4
18	宇治市笠取南部集会所	宇治市炭山直谷31番地の12
19	旦棕公会堂	宇治市大久保町北ノ山107番地
20	宇治市立小倉小学校 体育館	宇治市小倉町西畑1番地の4
21	宇治市六地藏公会堂	宇治市六地藏奈良町35番地の10
22	ゆめりあ宇治 4階会議室	宇治市宇治里尻5番地の9
23	宇治市立大久保小学校 体育館	宇治市広野町中島1番地の1
24	宇治市西小倉コミュニティセンター 集会室	宇治市小倉町南堀池107番地の1

宇治市選挙管理委員会告示第16号

開票管理者及び同職務代理者の選任について

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における宇治市開票区の開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

令和8年1月27日

宇治市選挙管理委員会

委員長 新田 研治

小選挙区選出議員選挙及び国民審査における開票管理者

住所

氏名

同職務代理者

住 所
氏 名
比例代表選出議員選挙における開票管理者
住 所
氏 名
同職務代理者
住 所
氏 名
(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第17号
開票立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時について
令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙において、候補者から届出のあった開票立会人となるべきものが10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。
令和8年1月27日
宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治
場所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所
日時 令和8年2月5日 午後5時30分

(揭示済)
宇治市選挙管理委員会告示第18号
氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。
令和8年1月27日
宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治
場所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所
日時 令和8年1月27日 午後5時30分
(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第19号
期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。
令和8年1月27日
宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

期日前投票所の場所 宇治市役所

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
1月28日				
1月29日				
1月30日				
1月31日				
2月1日				
2月2日				
2月3日				
2月4日				
2月5日				
2月6日				
2月7日				

期日前投票所の場所 アル・プラザ宇治東

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
2月2日				
2月3日				
2月4日				
2月6日				
2月7日				

期日前投票所の場所 宇治市産業振興センター

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
2月5日				
2月6日				
2月7日				

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第20号

(揭示済)

選挙公報及び審査公報の配布方法等について

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報及び最高裁判所裁判官国民審査における審査公報は、次のとおり配布します。

令和8年1月27日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

選挙公報及び審査公報の配布方法等

配布方法 各世帯への個別配布
配布予定日 令和8年2月3日～同月6日

宇治市選挙管理委員会告示第21号

投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

令和8年1月30日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

投票区	投票管理者		同左の職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1区				
第2区				
第3区				
第4区				
第5区				
第6区				
第7区				
第8区				
第9区				
第10区				
第11区				
第12区				
第13区				
第14区				
第15区				
第16区				
第17区				
第18区				
第19区				
第20区				
第21区				
第22区				
第23区				
第24区				
第25区				
第26区				
第27区				
第28区				
第29区				
第30区				
第31区				

第32区				
第33区				
第34区				
第35区				
第36区				
第37区				
第38区				
第39区				
第40区				
第41区				
第42区				
第43区				
第44区				
第45区				
第46区				
第47区				
第48区				
第49区				

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第2号

京都府木津川流域関連宇治市公共下水道の事業計画変更案の縦覧について

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により、宇治市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに宇治市長に意見書を提出することができます。

令和8年2月2日

宇治市長 松村 淳子

- 1 下水道の名称
京都府木津川流域関連宇治市公共下水道
- 2 予定処理区域
令和7年3月18日京都府告示第124号により協議を了した事業地
- 3 工事着手及び完成予定年月日
工事着手年月日 昭和58年12月9日
工事完成予定年月日 令和12年3月31日
- 4 事業計画の案の縦覧場所
宇治市宇治琵琶33番地
宇治市上下水道部下水道計画課
- 5 縦覧期間
令和8年2月2日から2月16日まで

(揭示済)